

静岡県告示第373号

児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額（昭和63年静岡県告示第642号の3）の一部を次のように改正する。

令和元年11月12日

静岡県知事 川勝平太

本文中「表の」を「表1及び表2の」に改める。

表備考2中「、平成23年」を「及び平成23年」に改め、同表備考2中「及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」」を削る。

表備考3中「、障害児入所施設、指定医療機関（入所に限る。）」を削る。

表備考6中「その施設のこの表」を「この表又は表2」に改め、同表を表1とし、同表の次に次の1表を加える。

表2

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定義	徴収金基準額（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0 円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	6,600
D 2		12,001円から30,000円まで	9,000
D 3		30,001円から60,000円まで	13,500
D 4		60,001円から96,000円まで	18,700
D 5		96,001円から189,000円まで	29,000
D 6		189,001円から277,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）
D 7	277,001円から348,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。た	

		だし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)
D 8	348,001円から465,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)
D 9	465,001円から594,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)
D10	594,001円から716,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)
D11	716,001円から864,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)
D12	864,001円から1,056,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)
D13	1,056,001円から1,238,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)
D14	1,238,001円から1,439,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)
D15	1,439,001円以上	全額徴収

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法の定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(i) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(ii) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(iii) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(iv) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1

項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

- ③ 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭第56条和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表又は表1の基準額に0.1を乗じた額をもつてその児童等の基準額とする。

6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。ただし、表の備考6及び7の改正は、令和元年10月1日から適用する。

2 表2による課税階層区分の認定について、適用日の前日から引き続き入所又は入院している本人又はそ

の扶養義務者から徴収金を徴収する場合であって、改正後の規定により計算される額が、改正前の規定により計算される額を超える場合における徴収金の額は、なお、従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、障害児入所施設又は指定医療機関に入所し、又は入院した本人又はその扶養義務者から、適用日から施行日の属する月の末日までに採られた措置に係る徴収金を徴収する場合であって、改正後の規定により計算される額が、改正前の規定により計算される額を超える場合における徴収金の額はなお従前の例による。